

憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。なお、【事実】に登場する法令の条文は架空のものである。(配点：50点)

【事実】

X(30歳)はダウン症の診断を受けており、お金の計算が苦手であった。Xの身を案じた父は、後見開始の審判を申し立て、それが認められた。そのため、Xは成年被後見人となった。

Xはこれまで選挙権を行使してきたが、公職選挙法(以下、「公選法」という)11条1項1号(後掲)が成年被後見人の選挙権を認めていないことから、選挙権を失った。Xは同法の立法の背景を調べたところ、選挙権を行使する者は選挙権を行使するに足る能力があることが必要であって事理を弁識する能力を欠く成年被後見人には選挙権を付与できない、ということが理由になっていることがわかった。

その後に行われた衆議院議員選挙において投票することができなかったXは、公選法11条1項1号が違憲であると考え、国家賠償請求訴訟を提起した。

【法令】

公職選挙法

第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 成年被後見人

(2項以下略)

民法

次の【事実】を読んで、後記の〔小問 1〕及び〔小問 2〕に答えなさい。(配点：50点)

【事実】

Yは、Xから融資を受けるため、Zに代理権を授与し、Zに実印を交付した。Zは、Yとの約束どおりにYの代理人としてXから融資を受け、代理人としての役割を終えた。また、その融資は、間もなくY自身によって無事に返済された。

ところが、数年後、Zは、実印を返さずにいたことを奇貨とし、もはやYの代理人ではないにもかかわらず、代理人であると詐称してXが所有する甲土地を購入する契約をYに無断で締結してしまった。

〔小問 1〕

Yが追認権を行使した場合、それによってXYZの法律関係がどうなるか。YとXが採ることのできる手段がどのような影響を受けるかを含め、論じなさい。

〔小問 2〕

Yが追認拒絶権を行使した場合、それによってXYZの法律関係がどうなるか。YとXが採ることのできる手段がどのような影響を受けるかを含め、論じなさい。

刑法

次の【事実】における甲の罪責を論じなさい。特別法違反の点を除く。なお、Aとの共犯関係については論じる必要はない。（配点：50点）

【事実】

甲は、遠方に住む古い友人Aから、「Bという人物を殺してくれ。首尾良く殺したら、50万円やる」と言われ、50万円と引き換えにBを殺すことを約束した。

数日後、甲は、Bが甲の住む町にやって来ることを聞き知り、列車で到着するBを駅頭で待ち受けた。列車到着からしばらくして、Bが知人Cと談笑しながら駅舎から並んで出て来たので、甲は、この機会を利用してBを射殺しようとピストルを構えた。甲はピストル射撃については初心者であるため、Bに命中させることができるかあまり自信がなかったものの、ともかくB殺害が重要と考えたため、Bに向けてピストルを撃った。しかし、甲の手が少しぶれたため、弾丸はBから逸れてCに命中し、Cはその場で即死した。

翌日、甲はAに電話をかけ、「昨日、Bを射殺した。約束の50万円を俺の銀行口座に振り込んでくれ」と伝えた。Aの住んでいる地方では、前日のC殺害事件の報道がなされていなかったため、甲がBではなくCを射殺してしまったことについて、Aは何も知らない。そこで、甲の言葉を信じたAはその日のうちに、報酬の50万円を甲の銀行口座に振り込んだ。